

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年3月3日 04時50分ごろ
発生場所	島根県大田市大崎ヶ鼻北方沖 五十猛港沖防波堤灯台から真方位000° 4.0海里付近 （概位 北緯35° 15.1′ 東経132° 25.0′）
インシデントの概要	漁船博丸は、西進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年5月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 博丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	SN-2688（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、約10ノットの対地速力で西進中、主機の油圧低下警報が鳴った。</p> <p>船長は、主機を停止し、機関室に白煙が充満しているのを認めた後、主機を運転することができなくなったことを知り、僚船に救援を要請した。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航されて大田市和江漁港に帰った。</p> <p>本船は、主機1番及び6番シリンダのピストン、シリンダライナ等に焼損及び冷却海水ポンプ（以下「海水ポンプ」という。）のゴム製インペラ9枚中4枚の羽根に折損が認められ、主機を換装した。</p> <p>船長は、海水ポンプのゴム製インペラの交換時期の目安が約500時間ごとであることを知らなかったが、毎年8月末業者に依頼して定期的に交換しており、これまでに異状を感じたことがなかった。</p> <p>海水ポンプのゴム製インペラは、平成28年8月に交換が行われ、約7か月間使用されていた。</p>
分析	本船は、海水ポンプのゴム製インペラが折損したことから、主機へ冷却海水の供給ができなくなって冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、海水ポンプのゴム製インペラが折損したため、主機へ冷却海水の供給ができなくなって冷却清水温度

	が上昇し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・海水ポンプの状態を良好に保つこと。